

障がい者福祉センター及び区立福祉園への委託事業に係る 消費税の取扱いについて

1 概要と経過

障がい者福祉センター及び区立福祉園（以下「センター等」という）は、指定管理者に運営を委託しているところであるが、その指定管理料については、社会福祉事業を行う施設として消費税を非課税扱いとしてきた。

今般、令和 5 年 10 月 4 日付厚生労働省通知により、センター等で実施している障害者相談支援事業等については社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となり、自治体が当該事業等を民間事業者へ委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を支払う必要があることが示された。

このことを受け、厚生労働省の所管局及び税務署にセンター等で実施する事業内容について照会をかけたところ、3 事業が課税対象となる委託事業であることが判明した。

ついては、修正申告に係る過去年度分の消費税等の経費を当該指定管理者に対し支出する。

2 課税事業に該当する事業

事業名	実施場所
障害者相談支援事業	障がい者福祉センター
基幹相談支援センター事業	
赤塚ホーム緊急保護事業	赤塚福祉園

3 指定管理者が行う修正申告に係る経費（概算）

48,813,000 円 ※平成 30 年度～4 年度分